

# 山梨県公報

号外第三十号

令和五年

六月十六日

金 曜 日

## 目 次

### 規 則

○山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………一

## 規 則

### 山梨県規則第二十四号

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年六月十六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

山梨県災害救助法施行細則(昭和三十五年山梨県規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表の第一の一の1の(三)中「三百三十円」を「三百四十円」に改め、同表の第一の一の2の(一)の(2)中「六百二十八万五千円」を「六百七十七万五千円」に改め、同表の第一の二の1の(三)中「千八百十円」を「千二百三十円」に改め、同表の第一の三の(三)の(1)の表中「一八、七〇〇円」を「一九、二〇〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「二四、六〇〇円」に、「三五、六〇〇円」を「三六、五〇〇円」に、「四二、五〇〇円」を「四三、六〇〇円」に、「五三、九〇〇円」を「五五、二〇〇円」に、「七、八〇〇円」を「八、〇〇〇円」に、「三一、〇〇〇円」を「三一、八〇〇円」に、「四〇、一〇〇円」を「四一、一〇〇円」に、「五五、八〇〇円」を「五七、二〇〇円」に、「六五、三〇〇円」を「六六、九〇〇円」に、「八二、二〇〇円」を「八四、三〇〇円」に、「一一、三〇〇円」を「一一、六〇〇円」に改め、同表の第一の三の(三)の(2)の表中「六、一〇〇円」を「六、三〇〇円」に、「八、二〇〇円」を「八、四〇〇円」に、「一二、三〇〇円」を「一二、六〇〇円」に、「一五、〇〇〇円」を「一五、四〇〇円」に、「一八、九〇〇円」を「一九、四〇〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、七〇〇円」に、「九、九〇〇円」を「一〇、一〇〇円」に、「一一、九〇〇円」を「一二、二〇〇円」に、「一八、三〇〇円」を「一八、八〇〇円」に、「二一、八〇〇円」を

「二二、三〇〇円」に、「二七、四〇〇円」を「二八、一〇〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に改め、同表の第一の六の(二)の(1)中「六十五万五千円」を「七十万六千円」に改め、同表の第一の六の(二)の(2)中「三十一万八千円」を「三十四万三千円」に改め、同表の第一の八の(三)の(2)の(イ)中「四千七百円」を「四千八百円」に改め、同表の第一の八の(三)の(2)の(ロ)中「五千円」を「五千五百円」に改め、同表の第一の八の(三)の(2)の(イ)中「五千五百円」を「五千六百円」に改め、同表の第一の九の(三)中「二十一万三千八百円」を「二十一万九千九百円」に、「十七万九百円」を「十七万五千二百円」に改め、同表の第一の十一の(四)の(2)中「五千四百円」を「五千五百円」に改め、同表の第一の十二の(二)中「十三万八千三百円」を「十三万八千七百円」に改め、同表の第二の(一)の(1)の(1)中「二万五千四百円」を「二万五千三百円」に改め、同表の第二の(一)の(1)の(2)中「一万六千三百円」を「一万六千八百円」に改め、同表の第二の(一)の(1)の(3)中「一万六千六百円」を「一万五千六百円」に改め、同表の第二の(一)の(1)の(5)中「一万六千六百円」を「一万六千五百円」に改め、同表の第二の(一)の(6)中「二万五千七百円」を「二万七千七百円」に改め、同表の第二の(一)の(7)中「二万七千円」を「二万八千二百円」に改め、同表の第二の(一)の(8)中「二万四千九百円」を「二万六千七百円」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番